

肥料、燃油などの生産資材高騰対策の強化を求める意見書

北海道は国民の食料を安定供給する食料基地であり、農業は国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置づけにある。

しかしながら、昨今のコロナ禍からの需要回復に伴う需給逼迫やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が高騰しており、北海道における農業経営に大きな影響を及ぼしている。

昨年は、国をはじめ、北海道や市町村で営農継続に向けた対策が講じられたが、国の肥料価格高騰対策では、支援金の算定にあたり全国一律で40%の価格上昇率が適用され、北海道で主に使用される主要化学肥料の平均価格上昇率78.5%とは大きく乖離しており、生産者からは十分な対策となっていないとの声が相次いでいる。

こうした中、国は、化学肥料の使用量低減に向けた取組みの定着を支援するため、市町村等から構成される地域協議会に対する500万円を上限とした交付金の追加対策を示したが、専業農家が多くを占める北海道にとっては支援額が小さく、経費を補う対策に繋がるのか懸念されている。

今年に入り、ホクレンは令和5年6月からの2023肥料年度の化学肥料価格を主要11品目の平均で前年よりも19.4%引き下げ、全農も2023肥料年度秋肥価格を春肥対比で28%値下げしているものの、コロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、今後も為替相場の動向により、さらなる価格高騰を招くことが危惧されている。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があり、ひいては今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねない。

以上のことから、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減に資する生産資材高騰対策について、次のとおり要望する。

記

- 1 肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の価格上昇率を踏まえ、肥料の高騰分が確実に補填されるよう対策を講ずること。
- 2 農業に大きな影響を及ぼす原油価格の高騰対策を継続・強化すること。また、長引く物価高騰に対応した取組みが行えるよう、地方財政措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣 あて